

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



《確定給付企業年金関連》

平成 23 年 2 月 15 日

閉鎖型適格退職年金から確定給付企業年金への移行促進に係る改正(案)について

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案、及び、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(通知)の一部改正に関する意見募集(パブリックコメント手続き)が平成23年2月14日より開始されております。以下に、その概要をご案内いたします。

1. 改正の趣旨

閉鎖型適格退職年金(受給者のみで構成された適格退職年金)から確定給付企業年金への移行の促進を目的として、手続の簡素化等の措置を講ずる。

2. 改正の内容

○閉鎖型確定給付企業年金に係る規約の承認の申請における添付書類の簡素化

- ・ 「給付の設計の基礎を示した書類」に代えて、適格退職年金規約の添付を可能とする。
- ・ 労働協約等の添付の省略を可能とする。
- ・ 加入者に一定の資格を定める場合における当該事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲についての書類の添付の省略を可能とする。
- ・ 労使合意に至るまでの労使協議の経緯を記した書類の添付の省略を可能とする。

○受託保証型確定給付企業年金(※)に係る手続きの簡素化

(※)受託保証型確定給付企業年金・・・年金資産が将来の給付のために積み立てておくべき額(債務)を下回らず、積立不足が生じない形態(例:生保一般勘定)で運用されている閉鎖型確定給付企業年金

(注)パブリックコメントの掲載されているホームページ →

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495100306&Mode=0>

<ご照会先>

りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3212 大阪 06-6268-1833

以上

当資料は、FAXによる送信は行っておりません。弊社ホームページでのみ掲載させていただいております。